

6期第4回さいたま市消費生活審議会

期 日	平成 29 年 11 月 21 日（火）
場 所	さいたま市役所 議会棟別館 第 5 委員会室
会 議 時 間	開会 午前 10 時 00 分 ～ 閉会 午前 11 時 04 分
出 席 委 員	会長 中村 弘毅 委員 武藤 洋善 宮西 陽子 亀崎 美苗 飯塚 孝 廣田 美子 笠原 朝子 滝澤 玲子 長谷部 恵子
欠 席 委 員	村上 文子 伊藤 義夫 矢部 達也 吉川 尚彦 石田 恆子 鮫嶋 明美
日 程	1 開会 2 議題 (1) 消費生活基本計画の実施状況報告（追加分）について (2) 消費者教育推進計画の実施状況確認の方法（案）について (3) その他 3 閉会
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第・委員名簿 ・ 座席表 ・ 資料1 消費生活基本計画の実施状況報告（追加分）について ・ 資料2 消費者教育推進計画進行管理結果（案） ・ 資料3 さいたま市消費者教育推進計画抜粋_取組事業一覧〔参考〕 ・ 消費者教育推進計画の実施状況確認に係る意見書
傍 聴 人	なし
会 議 録	別添のとおり
出 席 職 員	市民生活部長 木島 泰浩 （幹事） 消費生活総合センター所長 酒井 利和 （書記） 消費生活総合センター副参事 三好 宏明 消費生活総合センター副参事 丸屋美智代 消費生活総合センター所長補佐 齋藤 路子 消費生活総合センター消費生活係長 吉田雄一朗 消費生活総合センター消費生活係主査 荒川 尚志

6期第4回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成29年11月21日（火）

開 議（午前10時00分）

○荒川主査

〔開会のあいさつ〕

委員15人中9人出席で過半数に達しているため会議成立となります。「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により原則公開で、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開いたします

〔資料確認〕

〔事務局職員の紹介〕

〔部長挨拶〕

○市民生活部長

皆様おはようございます。市民生活部長の木島でございます。

6期第4回さいたま市消費生活審議会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。

さいたま市消費生活審議会委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。また日頃から、本市消費者行政に多大なる御協力をいただき、この場をお借りしまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、さいたま市では、平成29年3月に消費者教育推進計画を策定いたしました。計画の策定にあたりましては、皆様にご審議いただいたところでございますが、おかげさまで、「消費者市民社会の実現」に向けて、一人ひとりの市民が「自ら考え自ら行動する自立した消費者」になるために、市民つまり消費者と消費者団体、地域の団体、事業者など多様な担い手との連携により、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくべく、4月から計画期間がスタートしております。

本日はこの計画の実施状況確認の方法についてご審議していただきます。皆様には消費者教育の推進についてはもちろんのこと、消費者行政全般について、今後も引き続きお力添えを賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

結びに、ご出席の皆様方のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○荒川主査

〔市民生活部長、所用により退席〕

条例施行規則第35条の規定により、「議長の職」を務める会長に以後の進行をお願いします。

○中村弘毅会長 よろしくお願ひいたします。中村と申します。今日は非常に寒い日で、皆様ここに来るまでも大変だったと思いますが、都心の朝の気温が36年ぶりに11月半ばで3度の日が続いたそうです。皆様も体調を崩しやすい時期ですので気をつけていただけたらと思います。

今日も議題が2つあり、そのほかにも皆様からご指摘があれば検討していくこととなりますが、

お時間のこともありますので、さっそく議事を進めさせていただきます。

〔事務局に傍聴者確認〕

○荒川主査 傍聴者なし

○中村弘毅会長 了解

〔議事録の作成委員の指名（事務局作成の議事録を内容確認し、署名・承認）〕

会長のほか、「宮西委員」と、「飯塚委員」を指名

○両委員及び各委員 承諾

○中村弘毅会長 議題（１）「基本計画の実施状況報告（追加分）について」事務局より説明

○消費生活総合センター所長 議題１について説明。

前回ご意見をいただいたことに対する改善報告

資料１を用いて説明

1. 実施状況報告の字が小さく A3 判にしてほしい→ご指摘通り修正
2. 重複施策の達成率→合計時に重複分を控除
3. 重複分が分かりにくい→表示を工夫する
4. 98 番目の施策の方向性「G：その他」は「B：現状維持」では→「B：現状維持」に修正
5. 事業の方向性の区分についての表記を前半の評価のまとめ説明部分に含めるように→ご指摘通り修正
6. センターから各課へ消費生活時間する事業等の働きかけ、提案をしたほうがいい→庁内連絡会議で提案するなどの手法を検討
7. 消費者問題調査結果の想定対処方法について「市のホームページを通じ、注意喚起を行う」というものは、高齢者等ホームページ閲覧が難しい市民のため、紙媒体での周知も想定に含めたほうがいい→担当課に伝え、検討を依頼
8. 周知方法について、コールセンターを第一に案内してほしい→担当課に伝え、検討を依頼
9. 94 番の施策の市内 47 地区の社会福祉協議会は、現在 48 地区になっているのでは→担当課に確認し、48 地区が正しいため修正

次年度から改善した様式の報告書で報告いたします。お気づきの点がございましたら、忌憚ないご意見をお願いします。

○中村弘毅会長 議題についてご質問をお願いします。

前回皆様からご指摘いただいたものの回答という形になってはいますが、おおむね反映されている印象。6 番についても資料では「今後検討する」となっていますが、先ほどの説明の通り、庁内連絡会議などで具体的に説明されていくということなので、資料以上に具体化されていると思います。

特に前回から漏れている点や、不十分であったり、趣旨が違ふといったところが無いようであれば、これについてはご承認ということでよろしいですか。

○各委員 〔異議なし〕

○中村弘毅会長 ありがとうございます。

引き続き、議題（2）「消費者教育推進計画の実施状況確認の方法（案）について」事務局より説明

○消費生活総合センター所長 議題2について説明。

資料2、資料3を用いて議題の説明

- ・消費者教育推進計画…消費生活基本計画を補完するもの、次期計画では統合し1本化を視野に入れているため、基本計画と整合性が取れるよう、基本計画の評価方式を採用。

- ・資料3は消費者教育推進計画から取組事業を抜粋したもの。

〔評価方法〕

- ・方向性で5大分類、更に施策内容別に分類してリスト化。

- ・1次評価を担当課が実施、消費生活総合センターで2次評価を行い、施策分類の項目ごとに星印で評価をつけ、5大分類ごとに課題・方向性を示す。

- ・重複施策があり、合計はこれを控除して達成率を算出

- ・2ページ目以降は個別施策の一覧表、重複分は2度目以降（再掲）と表示

これについてご意見をいただきたい。またこの場では資料を十分に確認できる時間がないため、「消費者教育推進計画の実施状況確認に係る意見書」にご意見をご記入の上、12月15日までにFAXでご送付いただきたい。

○中村弘毅会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から「消費者教育推進計画の実施状況確認の方法(案)について」説明をいただきましたが、詳細についての質問は後日で結構とのことでしたので、今時点の確認すべき点やお気づきの点がありましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、私から一点質問なのですが資料3の「さいたま市消費者教育推進計画抜粋_取組事業一覧[参考]」の1番のところの「振り込め詐欺被害防止啓発」の施策の詳細・内容等の後半部分に「高齢者交通安全教室や消費生活センター出前講座等において、振り込め詐欺被害防止手形 POP シールの配布による啓発活動を行う」とあり、振り込め詐欺の関係だと警察との連携をされていると思われませんが、役所の中だけでなく警察、外部の防犯の関係団体とも協力されているのでしょうか。

○齋藤所長補佐 平成28年度、警察と連携した啓発活動につきましては、警察が主催の振り込め詐欺防止キャンペーンに参加、大宮駅西口の方で市内の各警察署、県警本部主催のキャンペーンに、防犯関係の団体である警備業協会と一緒に参加し、イベント実施後に啓発品を配布した。また、12月に年末年始の特別警戒の出陣式を市内の各警察署で実施しているが、今回は地元の大宮警察

署と連携して啓発を実施した。加えて職員と相談員で行っている情報交換会、自主勉強会があり、平成 28 年度は 5 月に市内の警察署と県警との情報交換会を実施し連携を深めている。

○**中村弘毅会長** よく駅などで、警察などのキャラクターが来て行っているイベントに参加させていただいているということですね。

○**斎藤所長補佐** そうです。また、さいたま市主催の、防犯暴力排除交通安全市民大会というイベントもあり、昨年度警察も一緒に参加し共同で啓発を実施した。

○**中村弘毅会長** あと、もう一点質問なのですが、どこの部署というわけではないのですが、全体的に見させていただいて、高齢者向けの啓発活動や出前講座はたくさんやられているようですが、若年者向けの啓発はなかなか進んでいないように思われるが、今後の考え方として、主に学生向けの啓発について具体的にお考えのことがあればお聞かせいただきたいのですが。

○**斎藤所長補佐** まず、中高生においては、引き続き出前講座の活用につき、学校の教職員の研修会などに参加して、活用依頼をしている。今後、さいたま市教育委員会と消費生活センターが連携をして消費者教育を進めていこうということで、今年度は、市立浦和高校で消費者教育の研究授業を実施し、その後に、県立浦和高校と浦和一女高校と市立浦和高校の 3 校の生徒たちが浦和駅の東口で啓発品の配布をする街頭キャンペーンを行う予定。来年度以降も継続して、中高生において消費者教育を推進していく予定。また、小学生につきましては現段階まだ行き届いていないが、小学生向けの啓発品なども検討していきたい。

○**中村弘毅会長** 今、中高生についての取組みを伺うことができましたが、今、弁護士会でも成年年齢の引き下げに伴って、18 歳以上の子供たちが消費者被害にあう確率が高まるのではないかとということで、専門学校生や短大生たちに対する消費者教育が必要ではないかということが議論されているところではありますが、なかなか専門学校、短大、大学においてとなってくるとかかわる課所も多岐にわたり難しいとは思いますが、積極的な取組みを行えたらと思っております。

○**武藤洋善委員** 意見としては二点ほどあり、一つは重複している施策について後に出てくる部分に(再掲)という形で記載していただいているのはありがたいのですが、もう一点あるといいなと思うのは、前のどの番号で出てきたという番号もつけていただければ、さらに表として見やすくなるのではないのでしょうか。二つ目は、今回(案)という形でいただいて今すぐという訳ではないですが、将来的な表の作り方として 1 ページ目の資料 2 「消費者教育推進計画進行管理結果(案)」で、全体的な数、施策の数、1 次評価、2 次評価の数を記載してありますが、この表については 5 つの方向性があるって施策分類があり、その中に施策数がありますが、実際には重複するものがあります。例えば、この表で言うとそれぞれの施策の方向性の施策数の合計を足していくと 90 になるのですが、最終的な計画全体の数は 58 となっていて、要は 32 の施策が重複しているものだと思うのですが、2 ページ以降の細かい一覧表を見てみると、例えば 8 ページの 41 番から 44 番は分類としては「2. 情報関連教育」、細分は「1. 講座・セミナー等となっていて、この 4 つとも

全部(再掲)となっています。1 ページ目の管理結果一覧では「2. 情報関連教育」の「2) 情報提供」の 4 施策にあたるのですが、これは「1. 消費者教育を受ける機会の増加」の「2) 情報提供」にも入っています。私が一覧表を見て思ったことは、(再掲)があまりにも多すぎるので表としてはもったいないと思われまます。今回のこの(案)についてどうかこうしてくださいというわけではないのですが、その方向性の中身が、例えば「1. 消費者教育を受ける機会の増加」で言うと、消費者教育を受ける機会を増やすという視点で、前年度と比較してどうだったのか、どういう目標を立てたのか、そしてその成果はどうだったのかというのが視点だと思うのですね。そして、方向性の 2 番、3 番の「1) 講座・セミナー等」、「2) 情報提供」につき一覧表で中身を見ていくと結構重複しているところが多く、目標が 1 年間で何回です、実績として何回やりましたと評価しているという目標と、成果はあくまでも何回やりますという目標に対して何回やりましたという成果を言っており、「1. 消費者教育を受ける機会の増加」という意味では正しいとは思いますが、「2. 情報関連教育」、「3. 高齢者に対する消費者教育」においては、目標何回に対して何回達成したということだけではなく、今年度はこういう内容で消費者教育を行うという目標を立て、実際こういう内容で実施しました、なので評価はこうです、というように「1. 消費者教育を受ける機会の増加」とは違う目標になり、実際の内容をその中に書いていった方が、重複はなくなるわけですし、回数だけではなく中身のことも触れていくことでより充実したものになると思いました。

○中村弘毅会長 ご意見ということで、今のことをふまえてご検討いただければと思います。

○飯塚孝委員 初めて参加します。資料 2 のまとめ中で、施策について今後どうまとめていくかご質問したいのですが、特徴的なのは「3. 高齢者に対する消費者教育」のどの施策分類も達成率が 100% なのですね。平成 29 年 3 月にこの計画は作られたと聞きましたが、高齢者に対してはオレオレ詐欺や高額なものを買わされたりして高齢者に対して消費者教育はとても重要だろうと思っている中で、すでに施策が 100% 達成していることを見ると不思議な感じがして仕方がありません。要は、消費者教育がまだまだ足りないからいろいろな事件が起きており、それに対してどんな対応をしていくかという意味で、現状を良しとするのではなくさらに進めていくという視点で見ると、施策としての内容が足りないと思うのですね。すでに 100% を達成してしまっているということは、今後同じことをしてもずっと 100% としていってしまうのではないのでしょうか。質問に戻りますが、その施策の中で平成 29 年度はどのような内容を何回やると決めていくわけですが、各年度の計画というのはもう決めていて翌年度以降のローリングはどのタイミングでされているのかお聞きしたいと思います。

○中村弘毅会長 いかがでしょうか。事務局のほうで。

○消費生活総合センター所長 翌年度、実施していくことについて、今の時期くらいから予算編成を市ではやっている。この予算編成でどれくらいの予算がついたか、新しい事業をやりたいということで予算がつけば、新年度から新たにこういった事業を実施していくことになるので、消費生活総合センターもそうだが、各担当部署でも今検討して、局内で揉んで財政部門と協議して年度末には議会で承認をもらうという流れでやっており、来年度の事業についてはちょうど今揉ん

でいる最中。

○**飯塚孝委員** 施策の内容は推進計画の中に書き込まれているのではなくて、例えば講座セミナーやりますとだけ書いてあって、その回数であるとかその内容は予算編成に合わせて検討する、という理解でよろしいでしょうか。

○**吉田係長** 施策の中身、どんな施策をやるかということについては、計画に書かれているが、評価基準に関しては年度ごとに担当課で見直しをし、数字等を決めるなど、評価基準そのものを見直しをかけることになっている。もちろん、掲げている施策の内容そのものについても、実施状況の確認をした上で審議会に報告し、審議会で意見が出たら、その意見に合わせて施策自体の見直しを行うということも当然出てくるので、サイクルの中で審議会でのチェックを経て、施策そのものの内容を変えることも今後は出てくるのが想定される。

○**飯塚孝委員** そうすると施策内容が 100%だからこれがよくないだろうと言いましたが、評価の基準や施策の内容を変えていかれるという話を聞いて、逆に言うとその部分は安心をしたのですが、更にやっていかないと全然足りないなと思ったものですから。ただしそうすると、経年的には、資料 2 でも 29 年度評価、前年度の評価、例えば 2 年とか 3 年とか評価を見ていくわけですが、施策の達成率が上がっていく姿に本来はなるのですが、施策の内容が変わってしまうと経年変化が全く意味を成さないということになってしまいますけども、そこは何か取組はされるのでしょうか。

○**吉田係長** 経年変化の部分は、施策そのものが変わってしまうと、前年に比べての部分は現実には比較できない部分は出てしまうかもしれないが、あくまでも実施年度に対しての評価がきちんとできるように評価基準の方の見直しを優先してやっていくことになる。前年比較の部分の足りてない部分はこれを補完していくよう進めていくことになるため、ある程度水準を満たしているようなものは基準の方を経年で見るとは難しくなるものの、まだ出来ていない部分は他に何かないのか見た上で基準を見直すなど、当該年度そのものがきちんと評価できる方を優先して作っていきたいと考えている。

○**飯塚孝委員** 分かりました。そうすると経年変化は施策内容が変わったからそこを見るのではなくて施策の内容を重視ですよという話でよく分かりました。これは、意見で書いた方がいいのか、この場で言ったほうがいいのか、この場で言うこと自体おかしいのかは分かりませんが、特に高齢者に対する消費者教育が 100%というのは、これではやる内容として、効果として全く足りていない気がしましたので、ここをぜひ今後の予算編成に向けてしっかりと見ていただければと思います。

○**中村弘毅会長** むしろ、発言していただいて良かった貴重なご意見ではないかと思えます。やはり、今飯塚委員からご指摘をいただいたとおりで、やはり達成目標が 100%で達成できているのにもかかわらず、現状被害が全く減っていないとなってくると、設定された目標値が正しかったの

かどうかという問題は当然に出てくる疑問だと思いますので、その点について、これから先やはり検討してかなくてはいけないのと、先程の武藤委員からのご指摘と多少被るのですが、内容面で各項目評価するにあたって評価の基準というか項目というかそういったところを少し変えることによって、先程の経年の部分もあるかもしれないですけど、回数ではなく中身の部分で何か評価できるものを作るとか、そういったものはあり得るのかと思います。確かにデータだけを優先させて中身を変えずに数字だけ取っていても、これは意味のないことですから、当然施策の内容についてはどうしても変動していくものだと思いますので、厳密なデータ化というのは厳しいのかなという気はしますが、それを補完する形で内容面の評価をできるような一覧、評価基準を作っていけるとより良いものになっていけるのかなと、私の感想ですけど思いました。ほかの皆さん、何かご意見等ご質問を含めてありますでしょうか。

○武藤洋善委員 今の話の流れの補足ですが、一覧表の今お話に出てきた高齢者の消費者教育の49番、49番から高齢者に対する消費者教育の一覧が始まり、ここから60番まで高齢者に対する消費者教育という分類に対する一覧が出ているのですが、さきほど私が言ったことと重複しますが、やはり再掲だらけなのですね。なんで再掲だらけかという、評価基準のところを見ると、セミナーの回数とか講座の回数とかパンフレットの部数とか、いわゆる回数とか枚数とか基準としては分かりやすいものが評価基準になっているので、結果としては数なり枚数なりを実現すれば100%になるのは間違いなくて、達成率としては数をこなしたり枚数を配布すれば100%にはなるのですが、ただ実態としては、高齢者に対する消費者被害が無くなったり顕著に減少したかという、実感としては恐らくないというのがこの評価だと思うのですね。私が先程申し上げた枚数、回数を達成すること自体は非常に大事なことです、例えば先程ご説明があったように、毎年同じ評価基準で100%ずっと継続していてもそれはあまり意味がない、効果として出てこなければ意味がないので、施策の内容をより充実させるという意味では、評価基準というのは毎年同じ基準である必要はない。より良くしていくためには評価基準を変えていく必要があると私は思っているのですが、やはりその回数とか枚数という評価基準も大事だと思うのですけれども、施策の詳細とか内容を達成していくものとしては、回数とかビラの枚数ということだけではないのだと思うので、そういった意味ではやはり評価基準をもう少し中身に踏み込んだものにしたほうがいいと思います。講座の回数とかビラの枚数というのは評価基準としてはすごく分かりやすい客観的なもので、数で達成さえすれば何%と分かりやすいので、確かに基準としては客観的なものはいいと思うのですけど、それだけでは消費者被害を防止するとか、今後消費者教育、市民に賢い消費者になってもらうという意味で、施策の内容、具体的にこういう講座の内容をやりますとかそういったことを評価基準として取り入れたりする必要があるのかなあと。評価の仕方が難しいのは分かるのですが、回数とか枚数だけで達成率を見ていくのだと、先程飯塚委員がおっしゃっていたような意見がでてくるのかなと思います。

○中村弘毅会長 ありがとうございます。消費者教育の推進という話になってくると、どうしても消費者被害の方が注目されがちなのですが、私たち弁護士という立場でなかなかこちらはともかくとして、どうしても食品環境系にあまり知識がなくて恥ずかしいところなのですが、多分廣田委員や笠原委員の方がお詳しいと思いますが、何かご意見とかそういう視点であったりします

か？無茶な振り方で申し訳ありません。

○廣田美子委員 食品の安全については食品安全委員会の方で審議されていると思うのですが、消費者フォーラムですとかそういう食品関係のフォーラムについても団体としてはご案内をいただいております。ただ、例えば出前講座なのですが、埼玉県の出前講座は使い勝手がいいのですが、さいたま市は非常に使い勝手が悪いのですね。何故かいうと集める人数が20人以上という縛りがございまして、少ないと来ていただけなくなってしまうので、こまめに呼びたいと思ってもなかなか人数が集まらないと呼べないという部分はあるので、全体としては出前講座をもう少し使い勝手良くしていただきたいと思っています。それ以外については色々ご案内をいただきながら、なかなか日程が合わずに出られないことも多いのですが、会員団体の皆さんにはお知らせしたりということで計画はしています。

○笠原朝子委員 すみません、消費者団体として高齢団体なものですから、同じように人数が集まりにくいということでさいたま市の出前講座などはあまり利用できない団体なのですが、あとは個人的に思ったのは、ごみゼロの活動とかについては、地域の自治会頼みで、自治会で協力してみんなでやりましょうよと声掛けが大きいところはきちんとごみゼロの活動も参加されていると思うのですが、自治会が弱いところ、例えば私の住んでいるところは埼玉大学の近くで学生さんが多く自治会に入っていない人が多いのですね。そういう方たちはごみゼロどころか、自分が好きなところへごみを捨てていってしまう、指定されたところでないところへもごみを捨てていってしまう。そういう学生さんに対する啓発活動は大学の生協などにも協力してやっていただくことをもう少し盛り込んでいただければと思っています。施策には載っているのですが、普段生活をしていてそういうのがすごく目に付くので、もう少し強くプッシュしていただけたらと日頃感じています。

○中村弘毅会長 ありがとうございます。滝澤委員はそういったご指摘何かありますか。

○滝澤玲子委員 ありがとうございます。先程の再掲と表の作り方のところで、高齢者の部分を見せていただいた中で、今後のまとめ方とすると私は対象者のところが分割されていると読み取りながら見ていたのですが、10 ページ 57 番の見守りネットワークに関しては再掲ではない分類になっているんですね。地域包括支援センターとの連携と書かれておりまして、これも100%ということになります。ただ実際には、先程十分意見が出ておりますけれども、こういうような中身が、その都度その都度地域で住んでおられる高齢者の方々にどんな良いことがあったかとか、その当事者の方々や周りで支える方がより一歩何かきちんと動いているんだみたいなことは、最終的な評価の中身・内容としてお示しいただけるものではないかなと思っています。当然定量的にまず数字がありその上で内容的なものが受けてくるんだろうなということを希望として申し上げたいと思います。また、高齢者の部分で言いますと、情報提供の部分での紙媒体は大変重要です。あと先程笠原委員がおっしゃったように、自治会も回覧板が回らないというような状況が現在の社会の仕組みとというのがあるので、先程飯塚委員もおっしゃっていたように、政策を作る時に対地域の中の状況が、変わっていく、目の前に起こっていることは日々変わっているんだと

いうことでいいますと、予算編成がらみの時期もあるかとは思いますが、やはり何を指してこの政策によって何の効果を得たいのかということが少し見えてくると、この評価についてまた具体的な意見が申し上げられるのかなというのが感想でした。希望としては、紙媒体の件に戻りますが、ICTに関してこれからは高齢者が「機械」を使いこなしていけるという環境も、高齢者だけではございませんが、消費者教育の中にはそういうものの視点が大事なのではないのかなと、特にあと中途障害を持たれた方の場合などにおいても、そういった機械の動作、管理などその他のことを教えていただいて、日々の生活にとっても役立つことがたくさんあると思いますので、そのあたりのことを今後ご検討をいただき、ぜひICT政策課の中の政策がそれぞれ同じ対象者、同じ回数での評価になるとと思いますので、ご理解いただければと思います。

○中村弘毅会長 ありがとうございます。今回主に役所の中の担当課の中でどういった活動をしていくかということに着目して作っていただいているわけですが、今お話しに出てきたように自治会や地域の方々との連携、地域協議会や見守りネットワークの活用方法や充実ということが今後のテーマとなってくるのかなとは思っていますので、その点も踏まえて逆にそれぞれの担当課と地域協議会や見守りネットワークで今後はどう関わっていくかということも考えていければいいのかなと思いました。他にご意見はいかがでしょうか。

○廣田美子委員 見守りのところですが、今見守り協定を結んでいる団体は複数あると思いますが、その活動実態などは教えていただけたりするのでしょうか。あともう一つ、社協で数字が変わりましたと、47か所から48か所に増えていますというご報告がございましたけれども、多分、市の方で社協は分割して増やしていく方向にあるので、今後数字的には増えていくのかなと思ったりもしています。地域を細かく見ていくといったところで増やす方向にあるとは聞いているのですが、なかなかそのところで社協が上手く活動できるかどうかという部分が未知数であるのですが、そういった意味で高齢者の見守りですとか高齢者だけではないですけども、そのような見守りについてもう少しまた教えていただければと思います。

○中村弘毅会長 ありがとうございます。最初に事務局からご連絡がありましたが、今日の議題についてのご意見やご質問がある場合には意見書にご記入いただきまして12月15日までに事務局あてにファックスをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。議題2につきましては他になければ以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他になければ議事を終了し、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

○荒川主査 ありがとうございました。

〔今後のスケジュール（改めて連絡する）、及び議事録への署名の件について手順等確認〕

〔6期第4回さいたま市消費生活審議会を閉会〕

散会（午前11時04分）